

令和2年4月21日

岩倉市内小中学校保護者

岩倉市教育委員会

学校での医療用医薬品の取り扱いについて

近年、様々な疾病のある児童生徒が安心・安全な学校生活を送るために、保護者の要望により、処方されている医療用医薬品を学校が保管・管理する場合があります。しかし、学校での使用に当たっては、状況により医行為に該当する可能性があり、注意を要します。（医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条）

そこで、下記のような事項についてご理解いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

記

1 医療用医薬品の保管について

学校における医療用医薬品については、原則として児童生徒本人の所持になります。ただし、以下のような場合は保護者の依頼により預かることができます。

- ・ 冷所保管等の保管条件がある医療用医薬品
- ・ 児童生徒本人による保管が困難な場合

また、お預かりする際には、十分な話し合いを持ったうえで、保護者の方に「医療用医薬品保管依頼書」のご提出をお願いいたします。

2 医療用医薬品の使用について

教職員が児童生徒に医療用医薬品を使用する行為は、医行為に当たるので行うことはできません。しかし、児童生徒が以下の3つの条件を満たしており、保護者の依頼に基づき、医師の処方を受けた医薬品について、医師又は歯科医師の処方及び薬剤師の服薬指導の上であれば、医薬品の使用の介助をすることができます。

<条件>

- ① 患者の容態が安定していること
- ② 医師又は看護職員による連続的な容態の経過観察が必要ではないこと
- ③ 医薬品の使用に関して専門的配慮が必要ではないこと

このように容態が安定していることが介助の条件となりますので、児童生徒の症状が急に変化した場合など（例えば発熱時などは、容態が安定しているとは言えません）は、医療用医薬品の使用の介助はできなくなります。

なお食品などによるアレルギー患者のアナフィラキシー発現時のエピペン注射については、状況によって教職員が使用する場合があります。

医療用医薬品は、条件により保管はできますが、教職員が使用することはできません。また、保護者の方と相談の上、例外として使用する場合も、適切に使用することができないことがあることをご理解・ご了承下さい。